

一 常々取かわしの小袖臺、又は馬具杯載候臺の事、

少き臺は塗候而用可申候、小袖臺、馬具載候臺、成程、麁相ニ雜木ニ而用可申候、

一 常々取かわし候肴遣し候、掛流し籠の事、

青竹の籠、掛流しに用可申候、

一 常々取かわし候音物の箱の事

成程、麁相ニ致し、雜木の箱、可用申候、略中

一 常々取かわし候音物の塗臺、并塗樽の事、

常々取替候臺、樽塗候而用候儀は、心次第に候、但塗候器物、直ニ音物ニ付候而、差置候儀ニ而

は無之候、略中

右之通相心得、何方を詔候共、此書付の外、一切仕間敷候、若詔候者、町年寄、江相斷、差圖ヲ請候而可仕候、

十月

〔貞丈雜記進物〕一 今時付。臺とて、黄金一枚、銀子一枚など、書たる包紙を臺にのりにてはり付て、

金銀をば別に包て遣す事有、古は付臺と言事なし、要脚何疋とて、鳥目にて遣しける也、殿中にて

鳥目など懸御目事はなかりし也、付臺と云物、後世出したる物也、慶長の頃より大判、小判、小粒など出來たり、古は錢ばかり通用

した

一金らん、段子、くつわ等を折に入れても進ずる事、舊記に見へたり、折とは檜の板にて折わげて造

たる箱也、食物を入れる折の作り様と同じ、大小長短廣狹は、物に依て相應につくるなり、略中

一 弦を進物にするには、桶に入て進ずる也、一桶と云は廿一筋也、桶は檜の木のわけ物也、ふたは

かぶせふた也、とぢめは我方にして渡す也、ふたの書付は、ふたを豎板にして、弦廿一筋、又は廿一